

砺波市森づくりプラン

《砺波市森林整備計画》



(平成31年3月樹立)
令和4年3月変更(案)



砺波市

目 次

はじめに

第1章 森づくりのための基本的な事項

- 第1項 森づくりの現状と課題
- 第2項 森林整備の基本方針
 - 1 森林・林業施策の基本方向
 - 2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方
 - 3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針
- 第3項 森づくりの推進方策
 - 1 森林施業の推進方策
 - 2 住民参加による森づくりの推進方策
- 第4項 森づくりへの具体的な取り組み
 - 1 里山林の整備（里山再生整備事業）
 - 2 混交林の整備（みどりの森再生事業）
 - 3 市独自の取り組み

第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

- 第1項 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
- 第2項 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新（植林等の人為によらず森林の造成を行なう）に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
- 第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
- 第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
- 第5項 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受託等による森林経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 第7項 作業路網その他森林の整備に必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項

図 砺波市林道網図

- 第8項 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

第3章 森林の保護に関する事項

- 第1項 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2項 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

第4章 その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 3 森林の総合利用の推進に関する事項
- 4 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

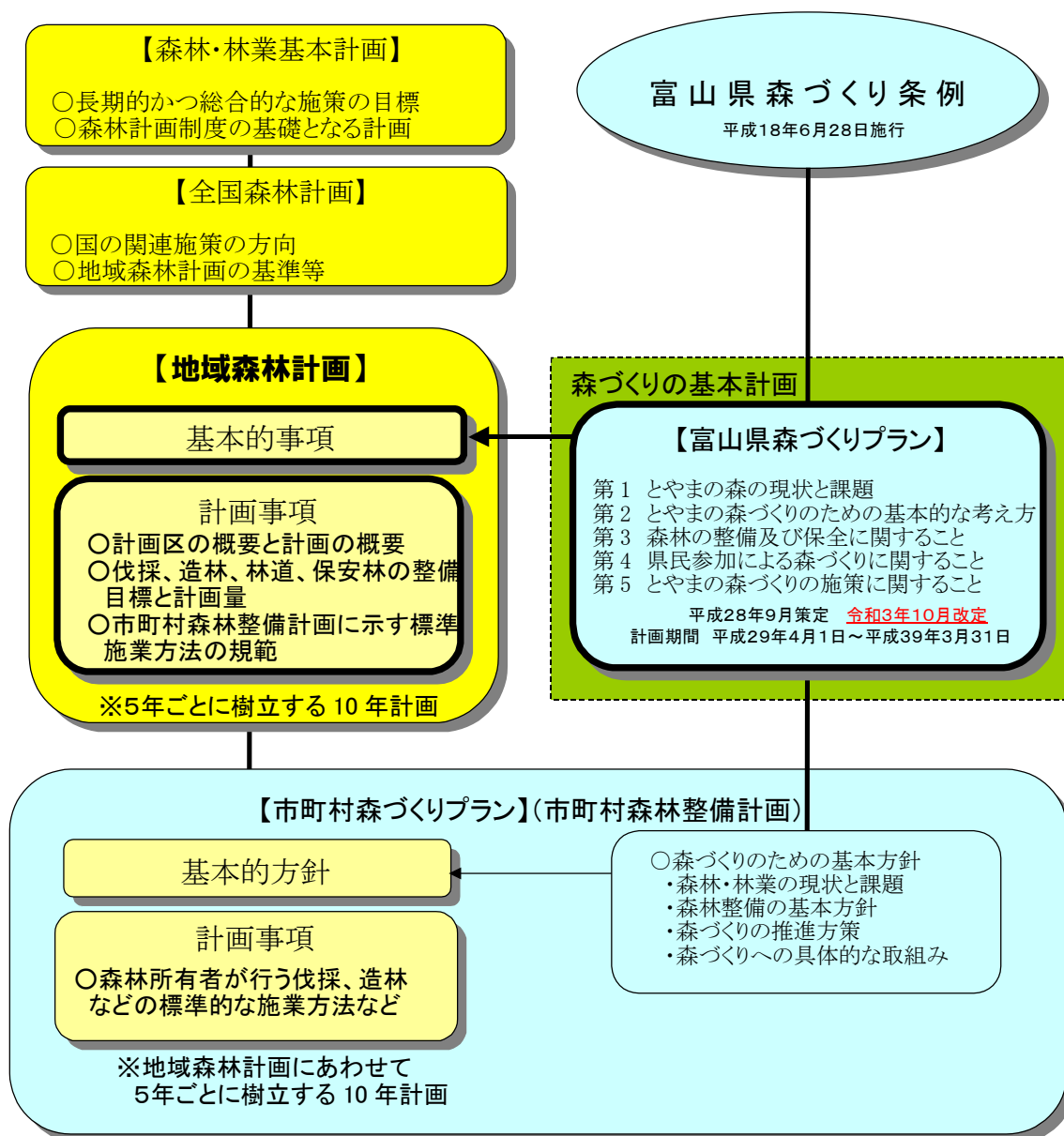
参考資料

はじめに

「砺波市森づくりプラン」とは、森林法第10条の5の規定に基づき砺波市長が策定する「砺波市森林整備計画」のことであり、市の森づくりに関する総合的な計画として市民の皆さんに広く知っていただくとともに、森林施業の具体的な方法や基準を示すことを目的としています。

また、ここで定める森づくりのための基本方針については、「富山県森づくり条例」に基づき、富山県知事が策定した「富山県森づくりプラン」に沿って定めることとします。

なお、このプランは、富山県の「庄川流域森林計画」に基づいて見直し、このプランの計画期間は、同様の平成31年4月1日から平成令和11年3月31日までの10年間となります。



第1章 森づくりのための基本的な事項

第1項 森づくりの現状と課題

砺波市は平成16年11月に1市1町（砺波市、庄川町）が合併して誕生した総面積~~12,696~~12,703haの市です。

富山県の西部に開けた砺波平野のほぼ中央に位置し、庄川によって形成された扇状地と牛嶽山麓から北へ緩やかな丘陵地と緩い扇状地の高台、芹谷野の河岸段丘地帯によって形成されています。

市の東は、標高150mの丘陵地の中央で富山市・射水市と接し、南は南砺市、西は小矢部市、北は高岡市とそれぞれ平野部で接しています。

カイニョと呼ばれる屋敷林の中、切妻屋根のアズマ建ちの家屋が、基石を散りばめたように点在する散居村は四季折々に美しい田園風景を見せてくれます。



砺波チューリップ公園



散居村風景

市の森林面積は、~~9,464~~3,470haで市の27%を占め、そのほとんどが民有林です。

森林資源を表す材積は、~~967~~998千 m^3 、ha当りの材積は、~~279~~288 m^3 となり、森林の成長と共に年々増える傾向にあります。

民有林のうち人工林の面積は、~~1,659~~1,667haで人工林率は~~47.9~~48.0%となります。

森林整備や林業コストの低減に必要とされる林道及び作業道は、~~155~~176路線、約~~145~~180km整備されており、ha当たりの路網密度は約~~41~~52mとなります。

近年では、従来からの補助事業による取り組みを進めながら、「県民参加の水と緑の森づくり事業」を積極的に活用し、森林整備や基盤の整備等の支援を図ってきたところであります。

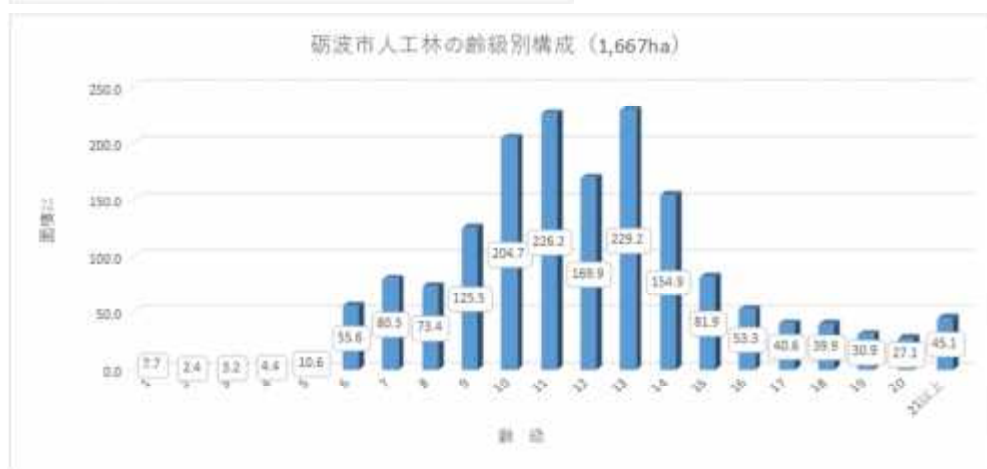
本市は、森林面積が5ha未満の小規模所有者が多数を占めていることから、計画的で効率的な森林施業の実施が困難な状況にあり、施業の集約化を重点的に進めています。また、既存の市民団体の森林整備活動についても積極的に推進し、支援をしています。

森林・林業をめぐる状況は、再生産が可能で二酸化炭素の吸収・固定につながる人工林の多くが、間伐等の手入れの必要な林齢から木材として利用可能な林齢となっています。しかしながら、林業収益性の低下を反映して、造林や素材生産活動が低迷を続けていること、山村地域の過疎化、林業就業者の減少と高齢化が進行していることに加え、地形等の制約から林業機械の導入の遅れや生産基盤の整備・木材等の流通・加工体制が脆弱であることから一段と厳しくなっています。

砺波市の土地利用状況

(単位:%)

総土地 面積	森 林				耕地 面積	その 他
	総 計	国有林	公有林	私有林		
12,703	3,470	10	161	3,299	4,800	4,433



(各表の数値は、令和2年3月31日現在)

〔用語〕 人工林

人工造林により成立した森林。

〔用語〕 齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般的には5年をひとくくりになっている。例えば、1～5年生は1齢級。

第2項 森林整備の基本方針

1 森林・林業施策の基本方向

森林の整備及び保全にあたっては、市の総合計画と整合をとりながら森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、『天然林（主に天然の力によって成立した森林）』は「里山林」と「保全林」に、『人工林（人工造林により造成された森林）』は「生産林」と「混交林」にそれぞれ区分して取り扱うこととし、森林の状態や立地条件に加え、地域のニーズ等を反映した多様な森づくりを目指します。

「里山林」・・・地域のニーズ等に対応した多様な里山の再生を目指す。

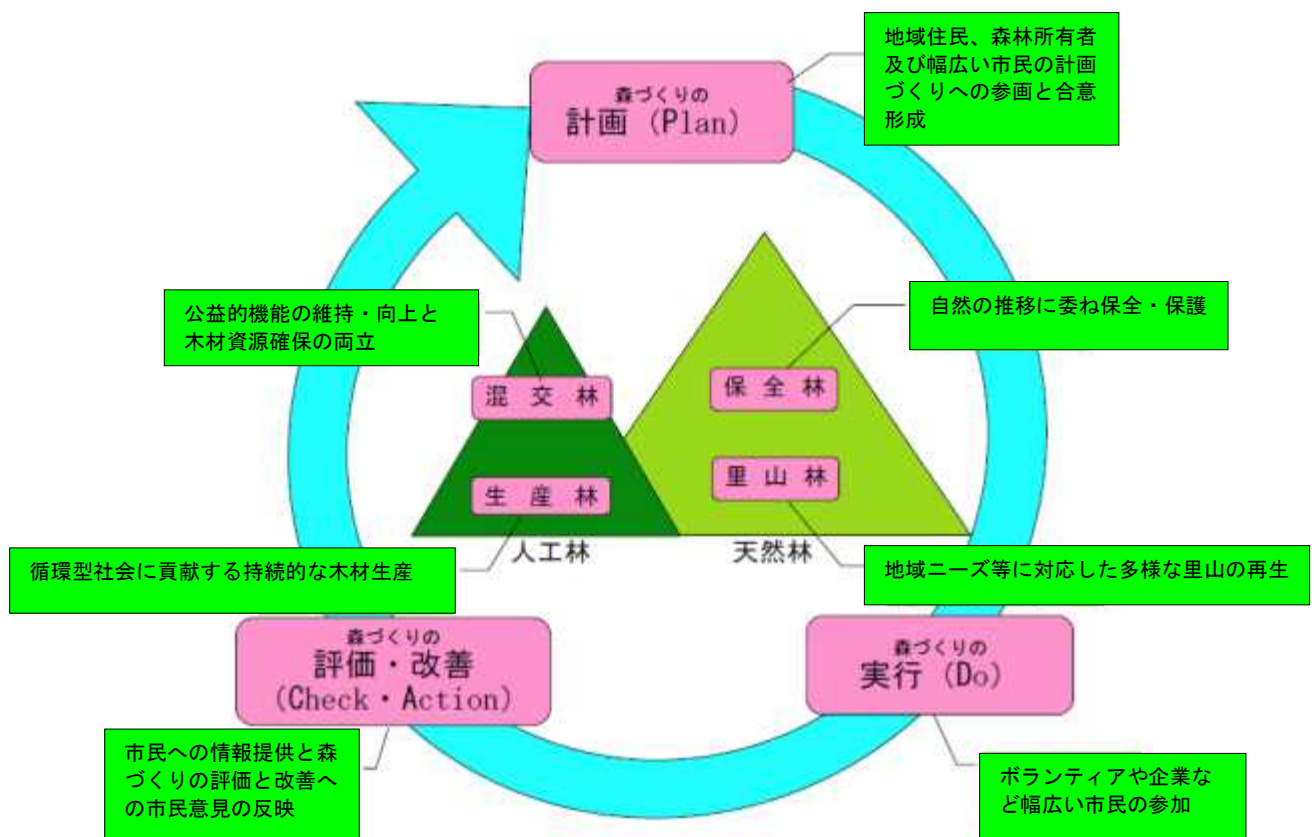
「保全林」・・・原則として自然の推移に委ね保全・保護する。

「生産林」・・・地球温暖化防止と循環型社会に貢献する持続的な木材生産を重点に置く。

「混交林」・・・針葉樹と広葉樹を混在させることで長期的な木材資源の確保と公益的機能の維持・向上の両立を図る。

また、森づくりを推進するにあたっては、計画・実行・評価・改善（PDCAサイクル）の各プロセスにおいて、幅広い人々の参加を得ながら進めます。

併せて、県産材の公共事業等での活用についても推進を図ります。



2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方

森林の有する主な機能である水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健文化（保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全）及び木材等生産の各機能に応じた森林の望ましい森林資源の姿に向けた適切な森林の施業や保全を5つの区分として進めます。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	洪水の緩和や 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。

文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、 径級 の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進します。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針

森林整備の基本方針としては、「とやまの森づくり基本指針」に沿って、各々の森林の状態や立地条件に、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指します。

区 分		対象とする森林の考え方
天然林	里山林	○ 集落周辺の里山のうち、利用や整備と継続的な管理について地域住民や森林所有者の合意が得られる場所であって、原則として次に示す条件を満たす天然林 ・ 集落周辺や道路周辺などで、生物多様性の保全や、野生動物とのあつれきの未然防止、生活関連施設の保護などのために、伐採や刈り払いの必要性がある場所 ・ 法令等による伐採制限がないこと ・ 伐採や刈り払いを行っても、無立木地化や山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・ 希少な動植物が生息していないこと（その保全を目的とした整備を行う場合を除く）
	保全林	○ 上記以外の天然林 注：自然公園や保安林など、法令で伐採などに制限のある森林は原則、保全林として取り扱う
人工林	生産林	○ 所有者等の森林施業に対する意欲が高い人工林であって、原則として次に示す条件を満たす人工林 ・ 標 高 600m以下 ・ 傾 斜 30度以下 ・ 地 位 2以上（ただし標高300m以下にあっては3以上） ・ 道路からの距離 100m未満 ・ 法令等による伐採制限がないこと ・ 伐採しても、山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・ 希少な動植物が生息していないこと
	混交林	○ 上記以外の人工林 注：風害被害林は、原則、針広混交林に誘導する

〔用語〕天然林

主に天然の力によって造成された森林。

第3項 森づくりの推進方策

1 森林施業の推進方策

森林施業を計画的に推進するため、既設林道の拡幅・舗装等による整備、作業道の開設等林内路網整備を推進するとともに、森林組合、森林所有者等を交え、間伐・保育座談会等を開催して意識啓発を図り、森林施業の効率化を推進します。

また、森林経営の規模の拡大を図るため、森林組合への施業委託を推進するとともに、生産性の向上及び労働力の軽減を図るため高性能林業機械を利用した機械作業システムを確立します。

また、森林の多面的機能の維持増進を図るため、山村地域の活性化を進めながら担い手の育成や確保に努めます。そのため集落の位置・機能を踏まえた生活環境の整備や防災対策の実施、特用林産物の生産・販売や交流型産業の振興を通じた就業機会の増大を進め、森林所有者等の山村地域への定住化に努めます。

近年、森林所有者の高齢化に伴い森林の境界が不明瞭となり、森林整備が遅れる一因となっています。このため森林所有者立ち会いの下、境界測量を行い図面作成することで、森林境界の明確化の支援を図りながら森林施業の集約化を推進します。



GPSを利用した公共測量



高性能林業機械による間伐作業

2 住民参加による森づくりの推進方策

本市の森林は、人家付近に存在する里山林から市境付近に存在する奥山林まで多種多様な森林が存在します。近年、カシノナガキクイムシによるミズナラ等の枯損被害や、ツキノワグマの異常出没などにより、市民の森林に対する関心は年々高まってきております。森林・林業についての知識を高めることや、下刈り、枝打ちなどの森林作業の体験を希望する人も増加しています。

このことから、特に里山林の整備において、こうした住民の活動を支援するとともに、地域の中核となるリーダーの育成を図っていきます。

また、住民やボランティアによる森林整備活動を「とやまの森づくりサポートセンター」との連携により積極的に支援し、その活動の拡大を目指します。

こうした活動の基礎となる本プランの樹立・変更に際し「森づくり協働会議」を開催し、森林・林業関係者や市民等の合意形成を図りながら、地域の実情に応じた森林整備の計画の策定に努めます。



森林ボランティアの活動



林道・作業道完工踏査
(雄神地区森林振興会)

第4項 森づくりへの具体的な取り組み

1 里山林の整備

集落周辺の里山では、地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山を目指します。

《里山林の整備の対象と想定される森林の所在・・・里山再生整備事業》

森林の所在		整備の方法	面積 (ha)
場 所	林班・林小班		
安川	23・26・27	広葉樹林・竹林整理	6
茶ノ木	26	広葉樹林・竹林整理	8
頼成	7・9・12	広葉樹林・竹林整理	5
徳万	1・24・25	広葉樹林・竹林整理・風雪害林整理	7 15
増山	2・3	広葉樹林・竹林整理	5
正権寺	4・5	広葉樹林・竹林整理	5
坪野	5・8	竹林整理	8
市谷	6	広葉樹林・竹林整理	5
池原	10	竹林整理	8
芹谷	11	竹林整理	5
伏木谷・川内	29～32	広葉樹林・竹林整理	15
五谷	33～36	広葉樹林・竹林整理・風雪害林整理	10
寺尾	18・28・36	広葉樹林・竹林整理・歩道開設	20
井栗谷	16～18・28・36	竹林整理	29
栃上	15・19・21・22	竹林整理	18
浅谷	21	竹林整理	6
東別所	13・14・21	竹林整理	18
庄川町金屋	28	広葉樹林・竹林整理	5
庄川町前山	26・27	広葉樹林・竹林整理	5
庄川町小牧	25～27	広葉樹林・竹林整理	5
庄川町湯山・湯谷	16・17	広葉樹林・竹林整理	5
庄川町横住	15・16	広葉樹林・竹林整理	5
庄川町落シ	11	広葉樹林・竹林整理	5
庄川町隠尾	12・13	広葉樹林・竹林整理	5
庄川町名ヶ原	11	広葉樹林・竹林整理	5
庄川町三谷	1～3	広葉樹林・竹林整理・歩道開設	8
庄川町庄	4～10・34	広葉樹林・竹林整理	15
庄川町峰	16	広葉樹林・竹林整理	5

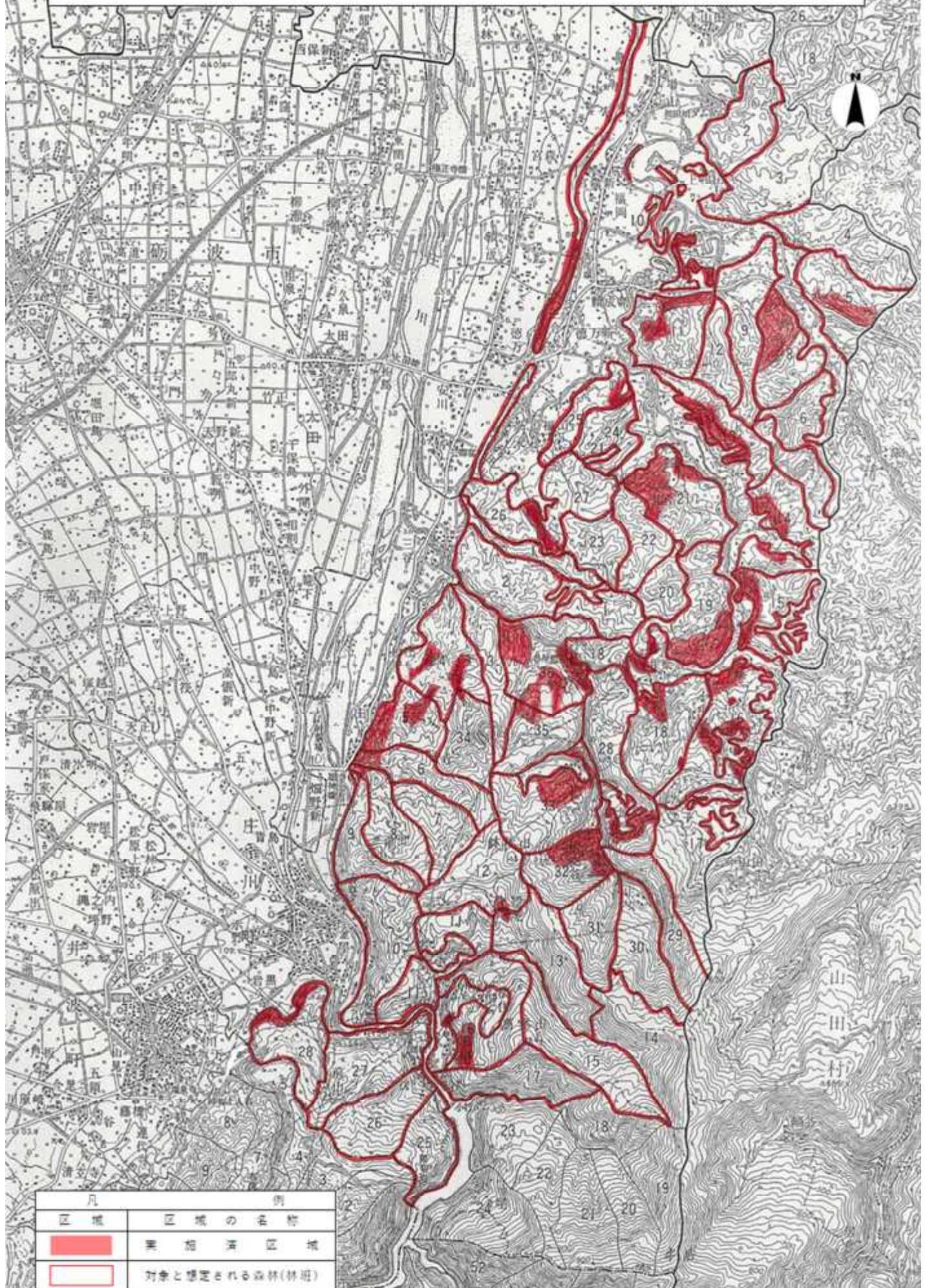
〔用語〕林班・林小班

森林管理のため、字界や尾根・沢等の天然地形により設定された区画のこと。

林班は、概ね50ヘクタールの区画であり、更に5ヘクタール程度の林小班に分けられる。

市内の全ての森林は、「森林簿」によって管理しており、林小班毎に分けられている。

里山林の整備の対象と想定される森林所在地（里山再生整備事業）



2 混交林の整備

高標高や土壌条件が悪いなどにより植栽木の十分な生長が見込めない場所や道路から遠く管理や木材生産にコストがかかるなど、林業経営が困難な人工林ではすでに進入している広葉樹などを活かし、あるいは整理伐を行なって在来の広葉樹の自然進入を促進するなどして、広葉樹とスギなどが混在する自然に近い森林を誘導し、天然の力を活用することで、管理に手間をかけずに、水土保持機能や生物多様性の保全など公益的機能の維持・向上と長期的な木材資源確保とが両立する人工林（針広混交林）を目指します。

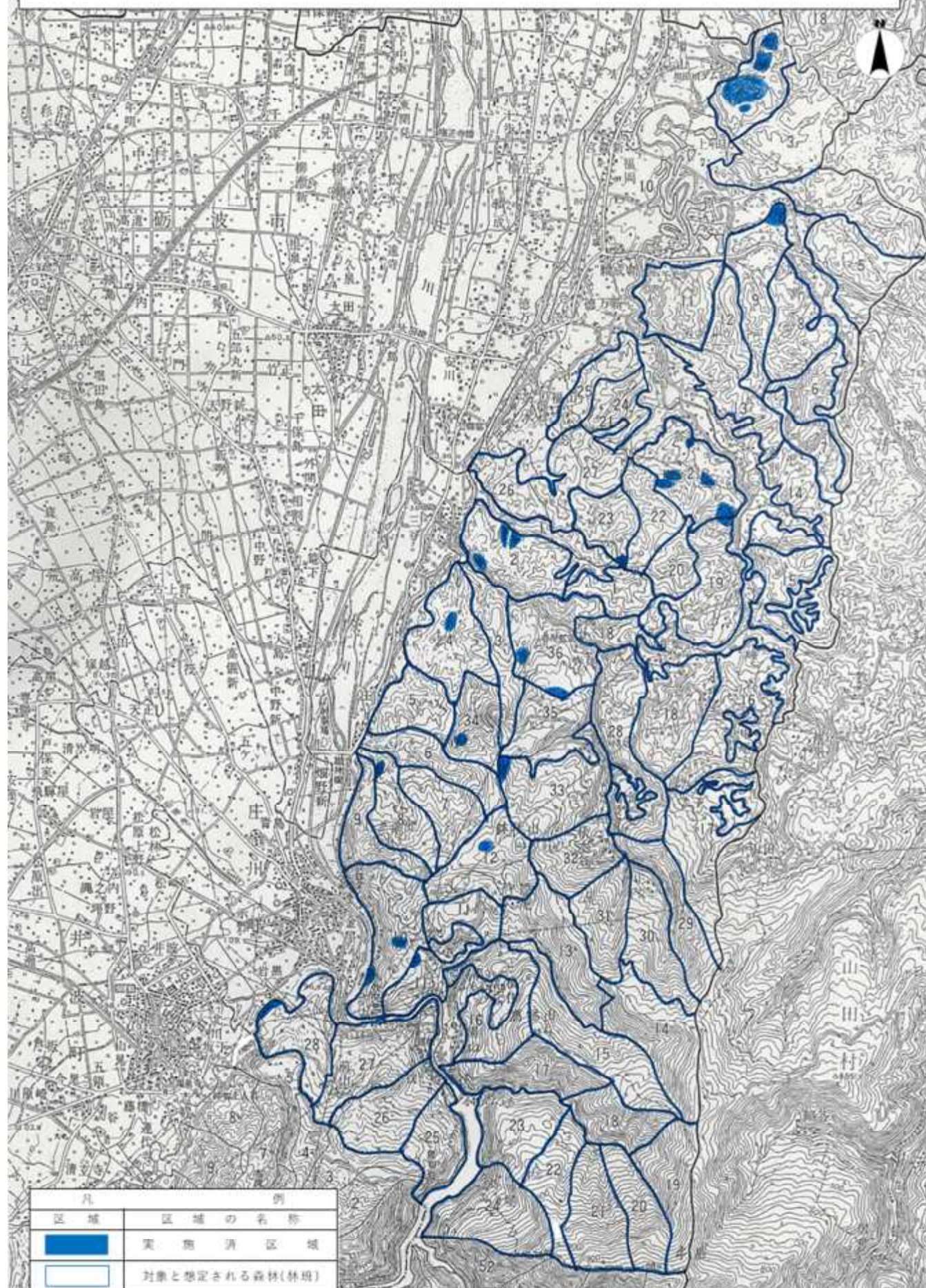
《混交林の整備の対象と想定される森林の所在・・みどりの森再生整備事業》

森林の所在		整備の方法	面積 (ha)
場 所	林 班		
安川	20・22・ <u>23・26・27</u>	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
頼成	9	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
徳万	<u>24~26</u>	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
増山	2・3	風雪被害林等整理・過密人工林整理	22
正権寺	4・5	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
<u>市谷・坪野</u>	<u>6~8</u>	<u>風雪被害林等整理・過密人工林整理</u>	<u>5</u>
芹谷	11	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
川内	29・30	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
伏木谷	31・32	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
五谷	33・34	風雪被害林等整理・過密人工林整理	1
寺尾	35・36	風雪被害林等整理・過密人工林整理	3
井栗谷	16~18・ <u>28</u>	風雪被害林等整理・過密人工林整理	7
栃上	<u>15</u> ・19・21	風雪被害林等整理・過密人工林整理	13
東別所	13・14	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町金屋	28	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町前山	26~28	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町二ツ屋	24	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町小牧	25~27	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町湯谷	17~24	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町湯山	14・16・19	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町横住	15	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町落シ	14	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町隠尾	12・13	風雪被害林等整理・過密人工林整理	1
庄川町名ヶ原	13・14	風雪被害林等整理・過密人工林整理	5
庄川町庄	4 5 8 ~11	風雪被害林等整理・過密人工林整理	4
庄川町三谷	<u>1</u> ~ 3 2	風雪被害林等整理・過密人工林整理	7

〔用語〕 針広混交林

スギやヒノキなどの針葉樹林とコナラなどの広葉樹が混生している森林。

混交林の整備の対象と想定される森林所在地（みどりの森再生事業）



3 市独自の取り組み

公益的機能を持ち多様な恵みを与えてくれる森林は、大切な財産であり美しい郷土を形成してくれます。この大切さを後世に引き継ぐため市民全体で守り育てる必要があります。

みどりの少年団や市民活動等を支援しながら、育樹活動コンクール等の森林環境教育の拡充や森林ボランティア活動への情報提供を図り、市民参加の森づくりを推進していきます。

また、森林整備が地域の活性化につながる活動として、林地残材の有効利用を図る「木の駅プロジェクト」などの新たな取り組みについて検討していきます。

さらに、地域の実情に応じて市の森林整備を進めるため、地域の森林振興委員会や森林振興会との情報交換に努めます。

第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項 森林の立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、この林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹 種	標準伐期齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、次のとおりとします。

- ① 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採とし、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行う。伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- ② 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新（植林等の人為によらずに森林の造成を行なうこと）による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹（優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹）の保存、種子の結実等に配慮することとします。
- ③ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ④ 皆伐は、主伐のうち択伐（森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種）以外のものとし、皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図ることとします。

⑤ 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では、おおむね均等の割合で行うものであり、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とすることとします。

⑥ 立木の伐採（主伐）及び集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法を選択することとします。

3 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林は、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあっては、伐期の延長や長伐期林（伐期林齢を通常の倍に延ばし下層植生と表土を安定させる森林）及び複層林（針広混交林）への誘導を促進します。

〔用語〕 伐期

主伐が予想される時期。

〔用語〕 主伐

利用できる時期に達した立木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採したあとに、植林等を行なう。

〔用語〕 標準伐期齢

主伐を行なう標準的林齢、平均成長量が最大となる林齢を基準とする。原則5の倍数とし、市町村森林整備計画において定める。

〔用語〕 林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生3年生と数える。

〔用語〕 天然下種更新

森林内で天然（自然）に散布した種が発芽して稚樹として育つことにより、後継の森林を育成する方法。

〔用語〕 ぼう芽（ぼうが）更新

林木を伐採した後の株から発生させたぼう芽を成長させて林を更新する方法。

第2項 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、地域や樹種の特性及び既往の成林状況などを勘案し、原則、次のとおりとします。

人工造林の対象樹種	
木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとする。また、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹（コナラ・ミズナラ等）の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材の需要にも配慮した樹種を選定する。	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び施業区分別の植栽本数

人工造林の植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案し、次のとおりとします。

人工造林の実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、自然条件を十分に考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討することとします。

樹 種	施業区分	標準的な植栽本数	備 考
スギ	標準施業	2,500 本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000 本/ha とする
	針広混交林	1,000 本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000 本/ha 以上	
	針広混交林	1,000 本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1：防災を目的する場合にあつては、スギ、広葉樹を含め 5,000 本/ha 程度とする。

注2：針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

〔用語〕人工造林（植林）

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵（じこしら）えの方法	雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とします。また、再造林にあたっては、原則として伐根しないものとします。
植付け方法	気候や傾斜など自然条件及び既往の成果などを勘案して定めます。
植栽時期	植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付けます。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、次のとおりとします。

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。
択 伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とします。

〔用語〕 皆伐

一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する。主伐の一種。

〔用語〕 択伐

森林内の樹木の一部を抜き伐りすること。主伐の一種。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおりとします。

天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数は、伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、天然更新すべき立木の本数は、天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

〔用語〕立木度

現在の林分の本数／当該林分の林齢に相当する期待成立本数

〔用語〕林分

樹木の種類（組成）とその大きさや密度（構造）がほぼ一様な樹木集団とそれらが育成している土地を総合しての呼称

イ 天然更新補助作業（天然更新が確実に行われよう実施する作業）の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、次のとおりとします。

更新の種類	作業	標準的な方法
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととします。
天然下種 /ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり1～3本残すこととします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次のとおりとします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新の完了が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

・天然更新の完了の判断基準

伐採後、概ね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね1ヘクタール当り3,000本（期待成立本数の立木度3）以上成立し、かつその出現率が70%以上となった状態をもって、更新完了とします。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合とします。

・天然更新の完了の確認調査の方法

対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とします。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずる。プロットは1調査区を6等分に分割して設定します。

〔用語〕粗腐植

落葉や落ちた枝が一部分解した表面層で、一般にきのこや菌類で満たされていること

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在に関する事項

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は、次の天然更新による成林が期待できない森林の判断基準を目安として、次のとおりとします。

- ① ~~ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。~~
- ② ~~高標高地や尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件、当該森林及び近隣の森林における主伐個所の天然更新の状況等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。~~
- ③ ~~地形、傾斜、積雪量及び周辺の植生等から判断して、雪の移動(ドライド)が懸念される森林。~~
- ④ ~~大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。~~
- ⑤ ~~病虫害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。~~

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画第4の2(4)で定める指針及び「天然更新完了基準書作成の手引きについて(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準は、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)のとおり。

イ 天然更新の場合

2の(1)のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、更新すべき立木の本数は、生育し得る最大の立木の本数の立木度3とな

る概ね1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

5 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林は、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林を行うこととします。

第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等は、次のとおりとします。

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率				
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目
タテヤマスギ	標準伐期 (45 年)	2,500	17 年生 (24%)	24 年生 (27%)	34 年生 (28%)	55 年生 (25%)	—
	長伐期 (90 年)		20 年生 (33%)	33 年生 (33%)	55 年生 (32%)	—	—
ボカスギ	標準伐期 (35 年)	2,000	16 年生 (26%)	21 年生 (26%)	30 年生 (25%)	45 年生 (25%)	—
	長伐期 (70 年)		16 年生 (35%)	24 年生 (35%)	40 年生 (34%)	—	—
ヒノキ	標準伐期 (55 年)	2,500	26 年生 (27%)	36 年生 (28%)	48 年生 (27%)	65 年生 (28%)	90 年生 (27%)
	長伐期 (110 年)		27 年生 (35%)	39 年生 (35%)	57 年生 (35%)	84 年生 (35%)	
カラマツ	標準伐期 (40 年)	2,500	15 年生 (29%)	22 年生 (27%)	30 年生 (28%)	43 年生 (28%)	70 年生 (28%)
	長伐期 (80 年)		16 年生 (35%)	23 年生 (35%)	37 年生 (35%)	77 年生 (27%)	

注：森林の地位級 3 における間伐作業の一般的な目安を示したもの

〔用語〕 森林の地位級

林地の材積生産量を示す指標で、気候・地勢・土壤条件等の地況因子が総合されたもの。

一般に 1 から 5 の 5 段階で区分し、数字が小さいほど材積成長量及び上長成長量が大きく、地位が高い。

(2) 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数

平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、次のとおりとします。

樹種	施業体系	平均的な間伐の間隔	
		標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
タテヤマスギ	標準伐期(45年)	10年	20年
	長伐期(90年)		
ボカスギ	標準伐期(35年)	10年	15年
	長伐期(70年)		
ヒノキ	標準伐期(55年)	10年	20年
	長伐期(110年)		
カラマツ	標準伐期(40年)	10年	20年
	長伐期(80年)		

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したもの

なお、既往の冠雪害の発生状況を勘案し、間伐を実施すべき森林の立木の形状比は”70”とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法（時期、回数、作業方法）は、次のとおりとします。なお、作業の省力化・効率化にも留意し、状況に応じて下刈りの回数を削減します。

保育種別	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		標準的方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	15	16	20	21	25	26	30	
根踏み	スギ		1																	植栽の翌年に実施
雪起し				1	1	1	1	1	1	1	1									消雪後1箇月以内に実施
下刈り		1	1	2	2	2	1	1	1											春植えの場合は1年目から実施
つる切		必要に応じて実施																		
除伐													必要に応じて実施							
枝打ち													必要に応じて実施							間伐との同時作業の検討

3 その他必要な事項

間伐及び保育の実施にあたっては、画一的に行うことなく、植栽木の生育状況や、森林の立地条件に加え、コストの低減についても十分考慮のうえ、時期や方法などを決めることとします。

~~森林法第10条の10第2項に基づき（森林所有者等がその森林の施業につき、市森づくりプランを遵守していないと認める場合）間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うこととします。~~

また、~~1及び3に定める間伐の基準に照らし、~~計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在は、参考資料4に記載のとおりとなります。

〔用語〕 根踏み

越冬より根元が緩んだ植栽木の抜けや倒伏を防ぐため、植栽木の周囲を踏み固めること。

〔用語〕 雪起こし

雪圧や冠雪により倒れた樹木を引き起こし、縄、棒などで固定する作業。

樹木の根元曲がりを軽減し、樹幹の成長促進を目的として行なわれる。

〔用語〕 除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1のとおりとします。

森 林 の 基 準	対象となる制限林等
ダム集水区域ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	・水源涵養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域は別表2のとおりとします。

- ①下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。
- ②①のうち、既往の施業体系として、長伐期施業を指向している森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ③他の公益的機能別施業森林と重複する森林は、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限は、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹 種	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	45	60
タテヤマスギ その他スギ	55	80
ヒノキ	65	100
マツ カラマツ	50	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	70	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	70	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	25～35	20～40

〔用語〕 水源涵養機能

雨水を蓄え、湧水を緩和するとともに、地表流出水の減少を図り、洪水を防止する機能。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1のとおりとします。

種 類	森 林 の 基 準	対象となる制限林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林

〔用語〕 山地災害防止機能/土壌保全機能

森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食の抑制、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ。

〔用語〕 快適環境形成機能

蒸発散作用等による気候の緩和、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃（じんあい）の吸着、ヒートアイランド現象の緩和などにより、快適な環境形成に寄与する機能。

〔用語〕 保健文化機能

森林の保健機能の増進、文化及び教育に寄与する機能。

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法は、次のとおりとし、その区域は別表２のとおりとします。

- ①成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の概ね２倍以上とします。なお、主伐の時期を短縮しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、主伐の時期を標準伐期齢の２倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ②急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林は、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、育成複層林に誘導します。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導します。
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進します。
- ④水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する森林は、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。
また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限は、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹 種	長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の２倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	70	60
タテヤマスギ その他スギ	90	80
ヒノキ	110	100
マツ カラマツ	80	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	120	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	120	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	30～50	20～40

〔用語〕 育成複層林

森林の一部を部分的に伐採し、植栽や天然更新補助作業など人為により複数階層の森林。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等に沿って、その区域は別表1のとおりとします。

森林の基準
林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林
<u>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い「特に効率的な施業が可能な森林」</u>

(2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、主伐の時期は標準伐期齢以上の林齢とします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

〔用語〕木材の生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
^{かん} 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (1/2)	砺波 1-1~2 2-1~3 3-1~7 4-1~8 5-1~9 6-1~10 7-1~11 8-1~12 9-1 10-1~11 11-1~12 13-1~14 14-1~15 15-1~16 16-1~17 17-1、2 18-1~19 19-1、10、11~12 20-10、11、12 21-1~12 22-1~12 23-1~11 24-1~12 25-1~12 26-1~12 27-1~12 28-1~12 33-1~11 34-1、11~12 35-1、10、11~12 庄川 1-1~10 2-1~12 3-1~10 9-1~10 10-1~12 11-1~12 12-1~12 13-1~10 14-1~11 15-1~12 16-1~12 17-1~12 18-1~11 19-1~10 20-1~12 21-1~12 22-1~12	2,613.70

区 分	森林の区域	面積 (ha)
^{かん} 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (2/2)	23-1〜ヲ 24-1〜タ 25-1〜ヌ 26-1〜カ 27-1〜ヲ 28-1〜ヲ	2,613.70
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	砺波 9-ロ、ニ、ハ、チ、リ 11-ニ 12-ロ、ホ〜チ 16-リ 17-1〜チ 19-ハ、ニ、リ、ヌ 20-1、ハ 24-リ 29-1、ハ、ハ〜チ 30-1〜ハ、ハ 31-1〜ト 32-1〜ハ	292.09
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	砺波 9-ハ、ホ、ト 11-1〜ハ、ホ〜チ 12-1、ハ、ニ 34-ホ 35-ロ、イ	87.97
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (1/2)	砺波 1-1〜ニ 2-1〜ヲ 3-1〜ワ 4-1〜ヌ 5-1〜リ 6-1〜ル 7-1〜ト 8-1〜ヲ 9-イ 10-1〜ト 11-リ〜カ 13-1〜リ 14-1〜リ 15-1〜カ 16-1〜チ 17-ニ、チ 18-1〜レ 19-1、ロ、ホ〜チ 20-ロ、ニ、ホ 21-1〜ヲ 22-1〜チ	3,074.67

区 分	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林 (2/2)	砺波	3,074.67
	23-1～ト	
	24-1～ヌ	
	25-1～チ	
	26-1～ヌ	
	27-1～チ	
	28-1～ル	
	29-ロ、ニ、ホ、	
	30-ニ、ホ、ト	
	32-ニ～ト	
	33-1～ハ、チ	
	34-1～ハ	
	35-1、ロ、ニ～ト	
	36-1～ヲ	
	庄川	
	1-1～ル	
	2-1～ヲ	
	3-1～チ	
	4-1～ル	
	5-1～リ	
	6-1～ル	
	7-1～チ	
	8-1～チ	
	9-1～ル	
	10-1～ワ	
	11-1～リ	
	12-1～ヲ	
	13-1～ル	
	14-1～カ	
	15-1～リ	
	16-1～ヲ	
	17-1～ヌ	
	18-1～ハ	
	19-1～ル	
	20-1～ヌ	
	21-1～タ	
	22-1～ヌ	
	23-1～ヲ	
	24-1～タ	
	25-1～ヌ	
	26-1～カ	
	27-1～ヲ	
	28-1～ヲ	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき 森林	砺波	1,802.52
	1-1~2	
	2-1~3	
	3-1~ホ、ト、チ、ル~ワ	
	4-リ、イ	
	5-1~2、ハ~リ	
	6-1~ル	
	7-1~ハ、ホ~ト	
	8-1~3	
	9-イ	
	10-1~ト	
	11-リ~ワ	
	13-1~ト	
	15-イ、ハ~ホ、ヲ~カ	
	16-ハ、ハ、チ	
	18-□~ホ、ト	
	19-ハ	
	20-□	
	21-1~2、チ~ル	
	22-イ、ト	
	23-イ、ハ~ト	
	24-イ、ハ、チ、ヌ	
	25-1~ハ、チ	
	26-1~ヌ	
	27-1~チ	
	庄川	
	1-1~2、リ~ル	
	2-2、ト~3	
	9-1~ル	
	10-1~ワ	
	11-1~リ	
	12-1~3	
	13-1~2、ト、チ	
	14-1~ト、リ~3	
	15-ハ、ホ、ト、チ	
	16-1~3	
	17-1~ヌ	
	18-1~ハ	
	19-イ、2~ハ、チ~ル	
	20-1~ヌ	
	21-1~タ	
	22-1~ヌ	
	23-1~3	
	24-1~タ	
	25-イ、ハ~ホ、ト、チ	
	26-イ、2、ワ、カ	
	27-1~チ、ヌ~3	
	28-1~ヌ	

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
長伐期施業を推進すべき 森林（主伐の時期を標準 伐期齢の2倍から10年 減じた林齢とするもの）	砺波 3-ハ、リ、ヌ 4-ロ〜チ、ヌ 5-ホ 7-ニ 13-チ、リ 14-イ〜リ 15-ロ、ハ〜ル 16-イ、ロ、ニ、ホ、ト リ 17-イ〜ト 18-イ、ハ、チ〜ル 19-イ〜ホ、ト〜ル 20-イ、ハ、ニ、ホ 21-ホ〜ト、ヲ 22-ロ〜ハ、チ 23-ロ 24-ロ〜ホ、ト、リ 25-ト 27-ハ 28-チ〜ヲ 29-イ、ハ、ハ〜チ 30-イ〜ハ、ハ 31-イ〜ト 32-イ〜ハ 33-ハ〜ト 34-イ、ハ〜チ 35-イ、ホ〜ト	987.40
	庄川	
	1-ホ〜チ	
	2-イ〜ハ、ホ、ハ	
	3-リ〜ル	
	13-ホ、ハ、リ〜ル	
	14-チ、ワ、カ	
	15-イ、ロ、ニ、ハ、リ	
	19-ロ、ハ、ト	
	25-ロ、ハ、リ、ヌ	
	26-ロ、ハ、ホ〜ヲ	
	27-リ	

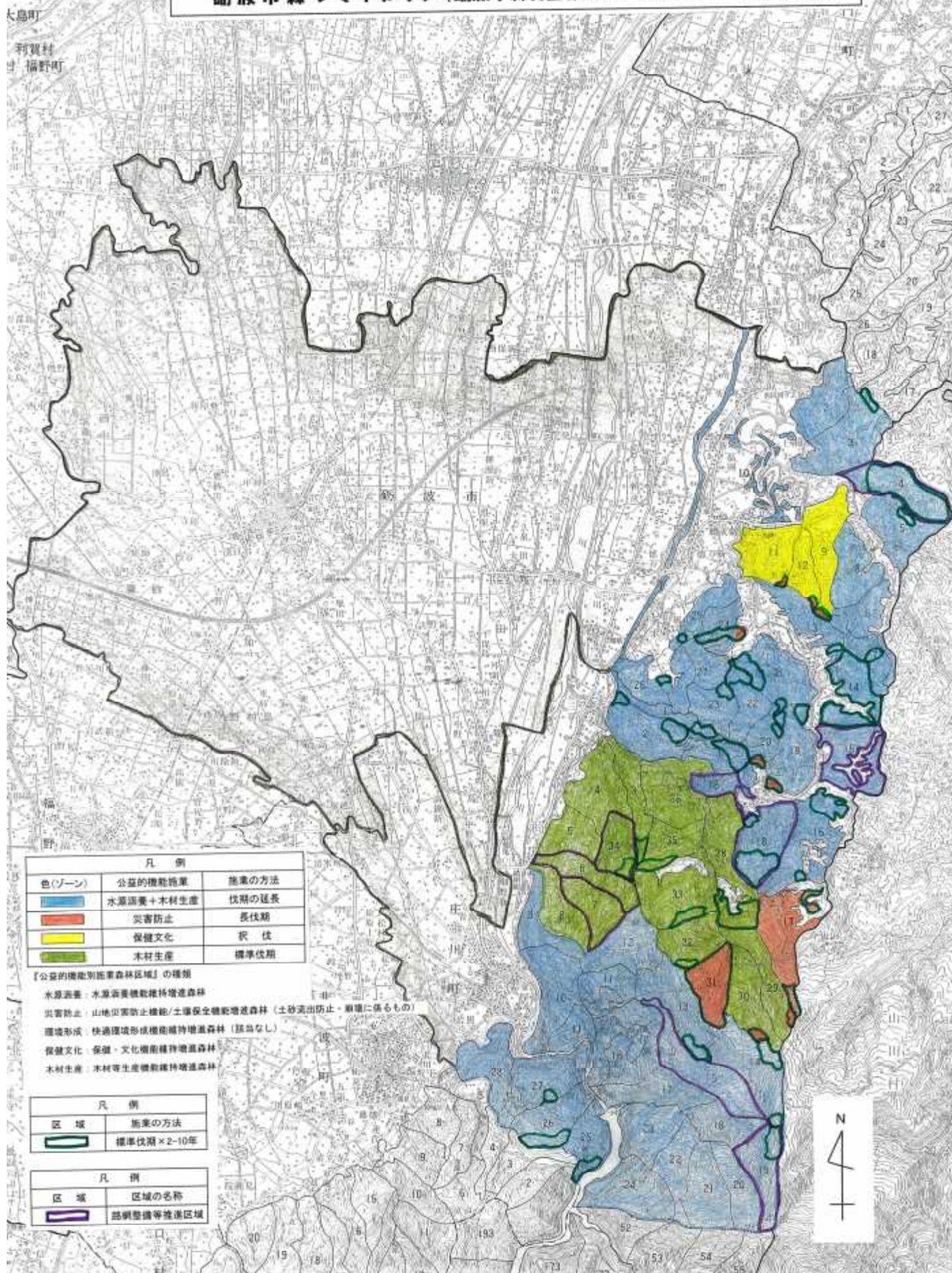
施業の方法	森林の区域	面積(ha)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	砺波 9-0、ニ、ハ、チ、リ 11-ニ 12-0、ホ～チ 17-チ	66.63
複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
択伐による複層林施業を推進すべき森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と同じ区域	87.97
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

〔用語〕 複層林施業

皆伐することなく、徐々に必要な分を抜き伐りし、そこに新たに苗木を植えたり、天然稚樹を育てる方法。

砺波市森づくりプラン（砺波市森林整備計画）計画図

縮尺 1/50,000



第5項 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林組合等林業事業体への長期の施業や、森林の経営の委託への転換により、森林の経営規模の拡大を推進することとします。

2 森林の経営の受託等による森林経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む。）に対し、森林組合等林業事業体への長期の施業や経営の委託について働きかけを推進するとともに、森林組合等林業事業体が施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供に努めることとします。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、契約を締結し、委任内容や費用負担等について明確にすることとします。

また、森林の施業等を受託する際には、事前に森林所有者に対し見積り等を提示し、費用負担について了解を得ることとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

（1）基本的な方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税~~（仮称）~~を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意して行います。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された（設定が見込まれる）森林は、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ることとします。

（２）具体的な方針

①経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成は、次のような森林について優先的に行うこととします。

- ・ 最後に行った間伐から15年以上経過する等、冠雪害を考慮した森林の管理方法として定められた、形状比を超えているか、その形状比を超えるおそれがある森林
- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・ 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林
- ・ 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林（経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする）
- ・ 森林整備が特に必要な森林（施業履歴等から区域を定め、地域の実情を踏まえて優先度の高い森林を抽出）

②経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。

③市森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行います。

第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者が多数を占め、不在村森林所有者が増加する中、当該森林所有者に対する普及啓発活動を強化し、森林組合等林業事業体への長期の施業や経営の委託や施業実施協定の締結に努めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ①共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同者」という。）は、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、施業は間伐を中心に可能な限り共同又は意欲ある森林組合等林業事業体への委託により実施することとします。
- ②作業路網その他の施設の維持運営は共同者全員により実施することとします。
- ③共同者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同者が果たすべき責務を明らかにすることとします。
- ④共同者全員の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとします。

第7項 作業路網その他森林の整備に必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準は、次のとおりとします。

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°以上15°以下)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15°超え30°以下)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30°超え35°以下)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35°超え)	架線系作業システム	5以上	0以上	5以上

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

また、地域ごとに目標とする路網密度や作業システムの組み合わせを明らかにしていくことにより、効率的・効果的な基盤整備を推進します。

区 分	作業システム	路網密度（基幹＋細部）
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーダ等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に、傾斜が急峻な箇所、地質・土壌が脆弱な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、「砺波市森づくりプラン計画図」のとおりとします。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、富山県林業専用道作設指針（平成23年4月1日森政第432号）に基づき、開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については、次のとおりとします。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

区分	種類	位置	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半 5ヶ年 の 計画 箇所	対 図 番 号	備考
開設	自動車道	正権寺	正権寺 庄山線	400	62		7	
開設	自動車道	栃上	栃上線	600	50		9	
開設	自動車道	五谷	市ノ谷線	300	26		10	
開設	自動車道	庄川町 湯山	横住 奥山線	1,200	223	○	18	
開設	自動車道	庄川町 庄	金剛寺線	600	95	○	22	

区分	種類	位置	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半 5ヶ年 の 計画 箇所	対 図 番 号	備考
開設	自動車道	井栗谷	井栗谷 孫子線	600	50		24	
開設	林業専用道	庄川町 庄	庄麻生谷 広谷線	820	34	○	25	
開設	林業専用道	庄川町 三谷	三谷 尾ノ谷線	651	22	○	26	
計			8路線	5,171	562			

区分	種類	位置	路線名	箇所数 及び 延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半 5ヶ年 の 計画 箇所	対 図 番 号	備考
拡張	舗装	正権寺	正権寺 庄山線	(1) 1,700	62		7	
拡張	舗装	庄川町 三谷	三谷線	(1) 700	51		23	
拡張	舗装	庄川町 庄	金剛寺線	(1) 3,100	95		22	
拡張	改良	頼成山	頼成山 2号線	(4) 800	61		16	
拡張	改良	増山	増山線	(2) 700	21	○	11	
拡張	改良	湯谷	牛岳線	(5) 200	339	○	21	
計			6路線	(14) 7,200	290			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理は、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとします。

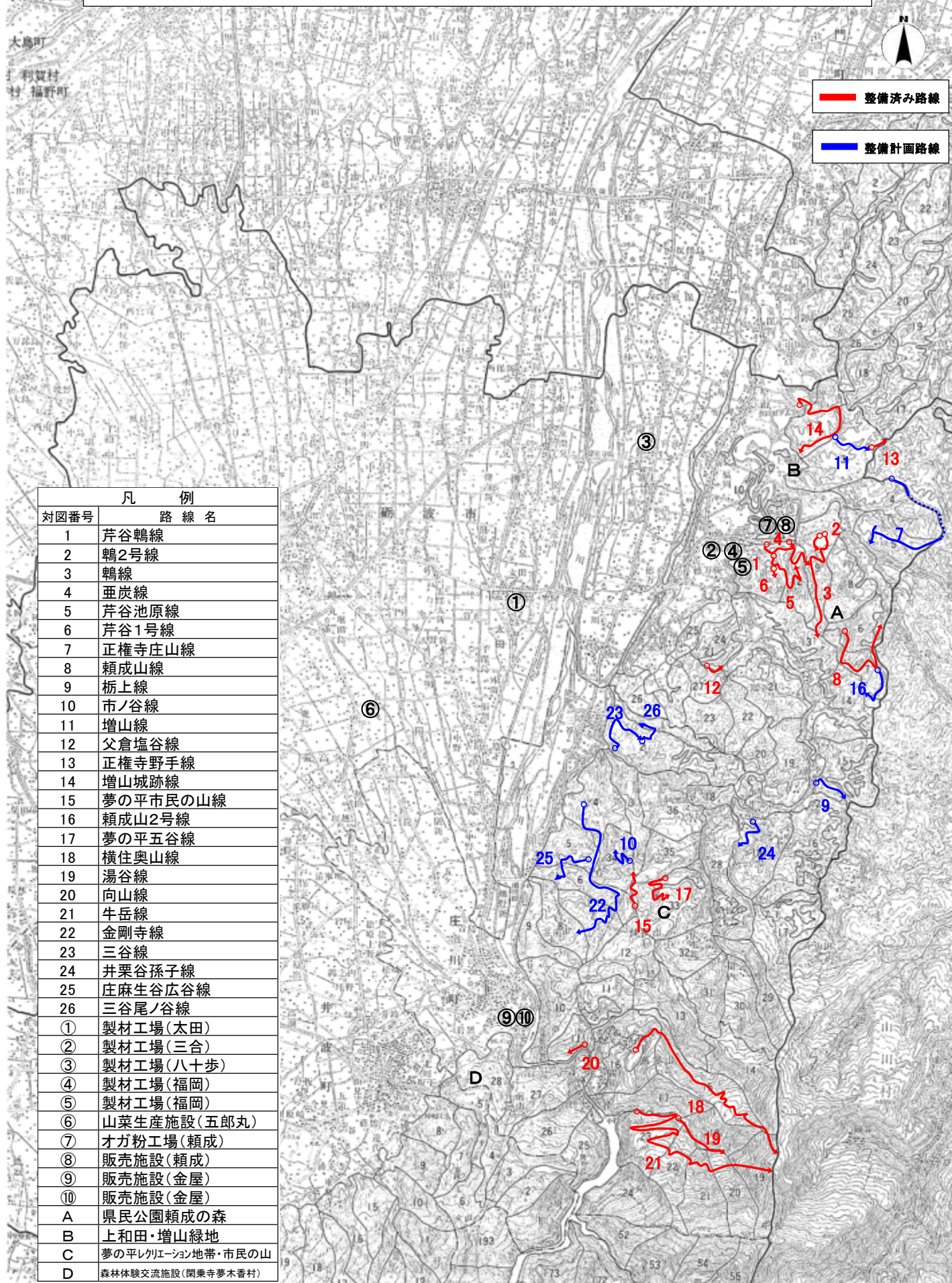
（２）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、富山県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日森政第 541 号）に基づき、開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。



第8項 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、県などの情報共有に努め、必要に応じて就職相談会の開催や就業体験等実施することとします。

また、間伐や路網整備の支援などを通じて、林業事業体の経営体質強化に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械の導入の促進に関しては、本市の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図ることとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、目標とする路網密度の水準と作業システムを目安として、林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は、次のとおりです。

作業の種類			現状(参考)	計画（目標）
伐 造 集 倒 材 材	庄 川 流 域	緩傾斜地 (0° 以上 15° 以下)	チェンソー、小型集材機 車両系作業システム	車両系作業システム
		中傾斜地 (15° 超え 30° 以下)	チェンソー、小型集材機 車両系作業システム	車両系作業システム 架線系作業システム
		急傾斜地 (30° 超え 35° 以下)	チェンソー、小型集材機 車両系作業システム	車両系作業システム 架線系作業システム
		急峻地 (35° 超え)	チェンソー、小型集材機	架線系作業システム
造 林 保 育 等	地拵、下刈、枝打ち		刈払機、人力	

(車両系作業システム) チェンソー、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ

(架線系作業システム) チェンソー、スイングヤーダ、タワーヤーダ、プロセッサ
スキッド、フォワーダ、

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、~~森林に関する法令に照らし伐採に係る手続きが適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林であることが証明された木材・木製品の利用の普及について、関係者一体となって推進することとします。~~

合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるように、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設は、次のとおりです。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
製材工場	太田	400 m ³	①	
	三合	500 m ³	②	
	八十歩	1,060 m ³	③	
	福岡	324 m ³	④	
	〃	320 m ³	⑤	
山菜生産施設 (ひらたけ・リツギ)	五郎丸	2,500 kg	⑥	
オガ粉工場	頼成	10,900 m ³	⑦	
販売施設 (もりもりハウス)	〃	0.70ha	⑧	
販売施設 (庄川ウッドプラザ)	金屋	0.06ha	⑨	
販売施設 (庄川特産館)	金屋	0.17ha	⑩	

4 その他必要な事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めることとします。

第3章 森林の保護に関する事項

第1項 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、次の基準等に沿って、別表3のとおりとします。

区域の基準
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通データ等に基づき、林班を単位として設定する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとします。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
設定なし		

2 その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回・各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第2項 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する方法等

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

森林病虫害等の被害対策については、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

また、松くい虫防除対策、カシノナガキクイムシ防除対策は、次のとおりとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等は、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

■松くい虫防除対策

防除方法	対 象 松 林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛生伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

■カシノナガキクイムシ防除対策

防除方法	対 象 森 林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

〔用語〕松くい虫

マツノザイセンチュウを媒介し、松を枯死させる森林害虫の総称。

〔用語〕カシノナガキクイムシ

体長5ミリ弱のキクイムシの一種。カシやナラに集団で穿入して病原菌を持ち込み、枯死被害を発生させる。

〔用語〕樹幹注入

健全な森林に薬品を注入し予防を行なう病虫害対策。

〔用語〕伐倒駆除

森林病虫害に蔓延した森林を伐採し駆除を行なう病虫害対策

森林病虫害等防除法に基づき、1区域の高度公益機能森林と1区域の地区保全林が指定されています。

対象松林の概況と防除方針は、次のとおりとします。

保全松林名：県民公園頼成の森（高度公益機能森林）
対策対象松林の概況 県民公園頼成の森は、昭和44年に全国植樹祭が開催された区域で、全国森林浴百選に選定されるなど、多くの県民の憩いの場として利用されており、保健保安林に指定されています。このため、主要樹種である松の保全を図り、森林の公益的機能を発揮することが重要になります。
防除対策実施方針 被害状況が中害であり、引き続き防除を実施しないと被害の拡大する恐れがあります。このため、伐倒駆除の実施と併せ大径木を中心に樹幹注入を行い、被害程度を微害に維持することを目標に防除を実施します。

保全松林名：閑乗寺地区保全松林
対策対象松林の概況 閑乗寺地区保全松林は、「閑乗寺高原夢木香村」として森林浴等に利用され、市民に憩いの場を提供しており、風致景観からも重要な森林となっていることから、主要樹種である松の保全を図り、森林の公益的機能を発揮することが重要になります。また、県民公園頼成の森高度公益機能森林を保全する上で、この区域の被害対策を推進する必要があります。
防除対策実施方針 被害状況が微害となっているが引き続き防除を行わないと被害の拡大する恐れがあります。伐倒駆除の実施と併せ樹幹注入を行い、被害程度を微害に維持することを目標に防除を実施します。

2 鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）

第1項の1に定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の動向等を踏まえた被害対策等を進めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を推進します。

また、クマ剥ぎ被害対策、ニホンジカ対策被害について、次のとおりとします。

■クマ剥ぎ被害対策

防除方法	対 象 森 林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

■ニホンジカ被害対策

防除方法	対 象 森 林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防は、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れをする場合には、あらかじめ市長に、「砺波市森林等の火入れに関する条例」（平成 16 年 11 月 1 日条例第 138 号）に基づき、火入許可申請に対する許可を受けなければなりません。また、必要な防火設備を整え、火入れをしようとする森林又は土地に接近している立竹木の所有者又は管理者の了承を得ることとします。

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風雪害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林は、次のとおりとします。

森林の区域
砺波（頼成 5 林班ハ、ニ、ト、チ・9 林班・12 林班）

（2）その他

林業行政に関わる県、市及び森林組合職員のほか、地域住民や森林ボランティア等の協力も得ながら、森林病獣害虫等による被害、山火事等の早期発見に努めます。

第4章 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域については、次のとおりとします。

区域名	林 班	区域面積(ha)
砺波	旧砺波1～36	1,788.92
庄川	旧庄川1～28	1,660.94

(2) その他

森林所有者等が森林経営計画を作成する際は、次に掲げる事項について適切に計画することとします。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

- ①第2章第2項の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ②第2章第5項の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第2章第6項の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ③第3章の森林の保護に関する事項

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林資源の活用を地域の活動につなげている梅檀山地区森林振興委員会・雄神地区森林振興会・東山見森林振興会など地域の森林振興団体と連携し、林産物の生産（特用林産物）や利用促進に努め、森林地域の活性化を促進します。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設は、次のとおりです。

施設の種類	現状		対図番号
	位置	規模	
県民公園頼成の森	頼成	森林浴・レクリエーション施設 ・遊歩道 115ha	A
上和田・増山緑地	上和田 増山	キャンプ場 0.3ha 運動場 0.3ha	B
夢の平レクリエーション地帯 ・市民の山	五谷	キャンプ場 13.8ha 市民の山 10.3ha	C
森林体験交流施設 (閑乗寺夢木香村)	金屋 閑乗寺	管理棟・トイレ・キャンプ場 ・遊歩道等 2.4ha	D

4 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

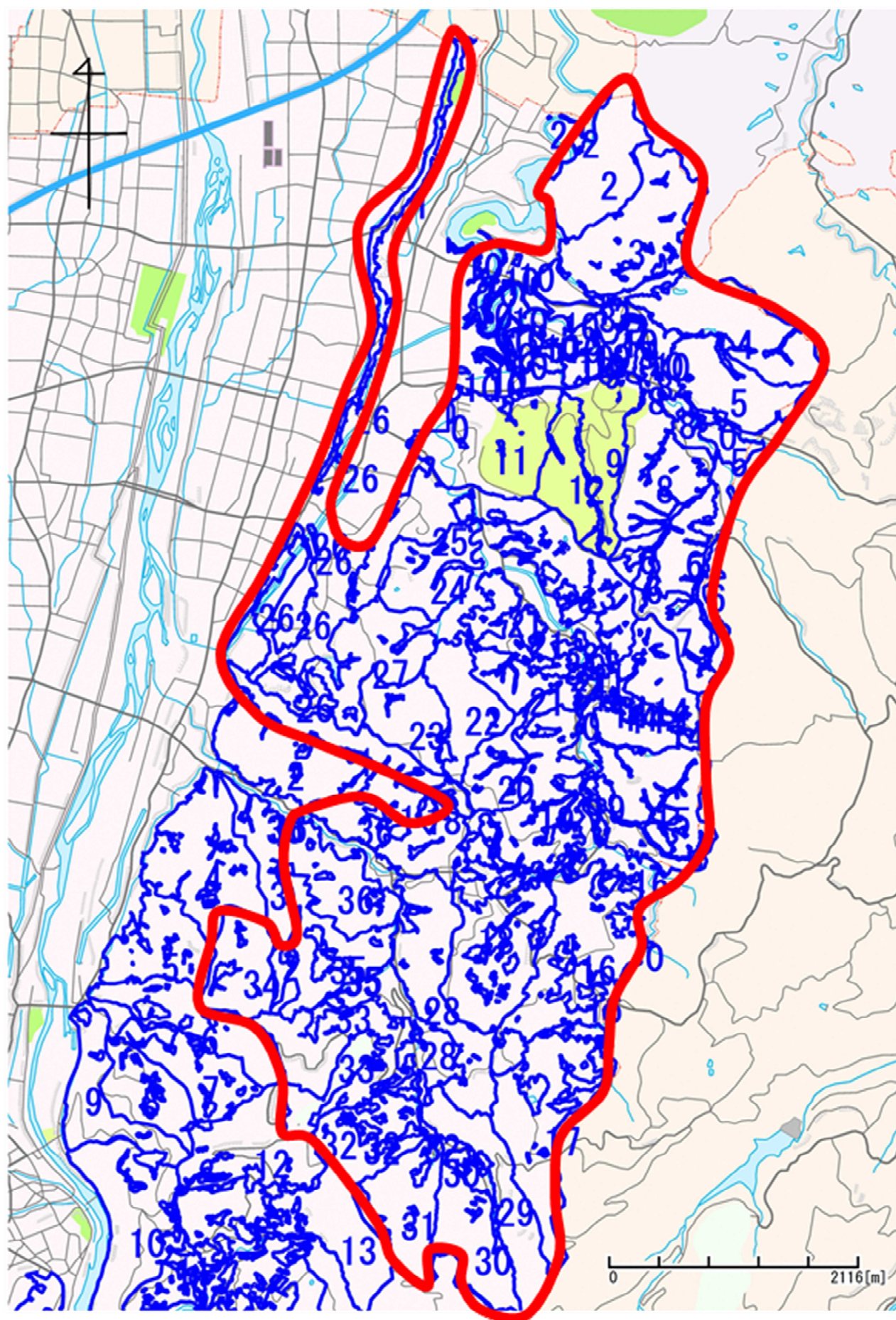
(1) 経営管理意向調査等の年度別事業計画

番号	地区名	事業内容	R1	R2	R3	R4	R5
1	芹谷 林班：11・25 面積：8ha	意向調査準備業務		○			
		意向調査		○			
		市町村経営管理事業				○	
2	庄ほか 林班：3・4 面積：60ha	意向調査準備業務				○	
		意向調査				○	
		市町村経営管理事業					○

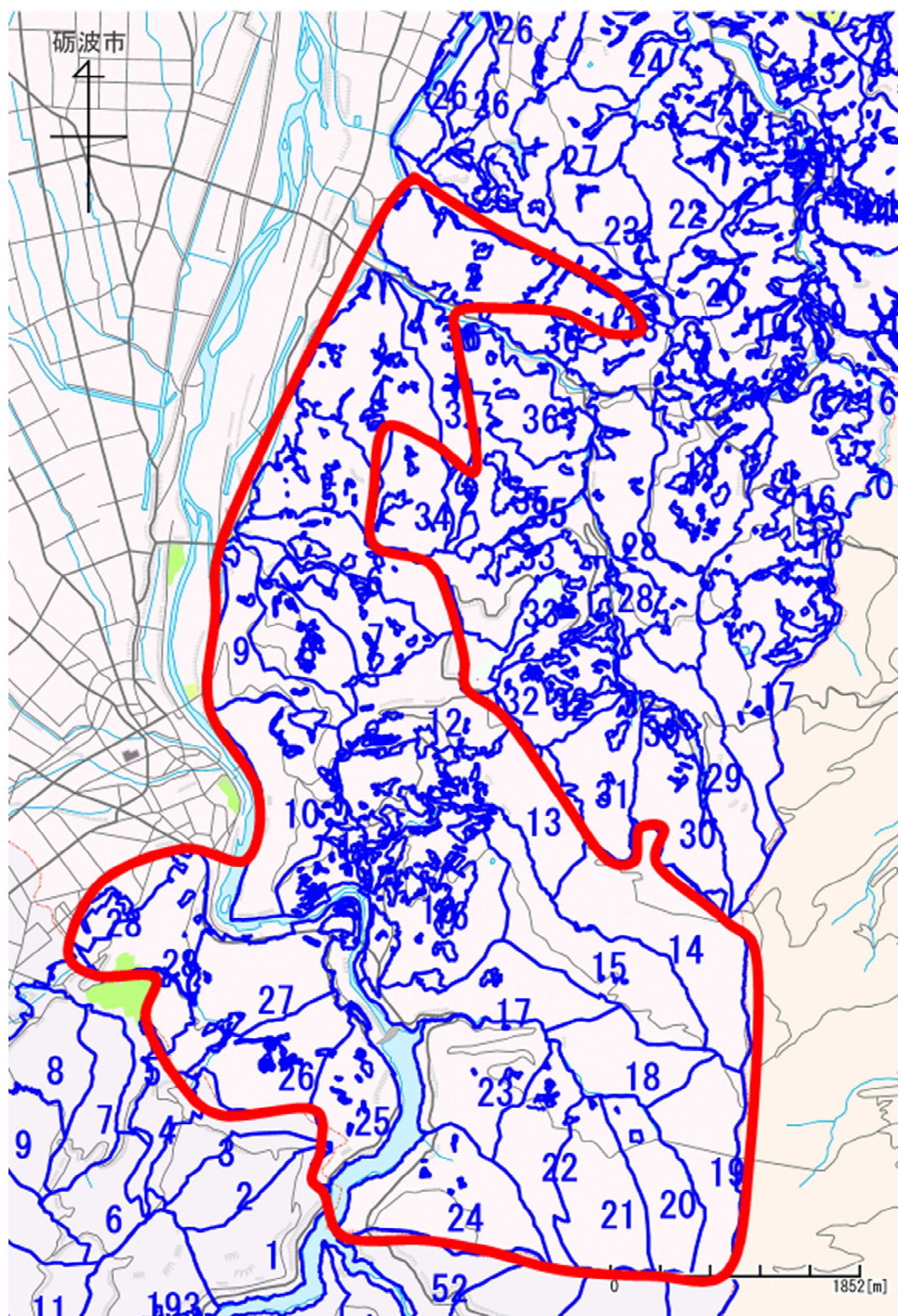
(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

番号	地区名	作業種	面積(ha)	備考
1	芹谷	間伐	1.0	R4実施予定
2	庄ほか	除伐	10.0	R5実施予定

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域図（砺波）



森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域図（庄川）



参考資料

1 人口及び就業構造

① 年齢層人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2005	49,429	23,999	25,430	7,427	3,838	3,589	7,397	3,821	3,576
	2010	49,410	23,926	25,484	7,278	3,723	3,555	6,368	3,299	3,069
	2015	49,000	23,781	25,219	6,733	3,470	3,263	6,246	3,248	2,998
	2020	48,154	23,419	24,735	5,911	3,015	2,896	6,330	3,308	3,022
構成比 (%)	2005	100.0	48.6	51.4	15.1	7.8	7.3	14.9	7.7	7.2
	2010	100.0	48.4	51.6	14.7	7.5	7.2	12.9	6.7	6.2
	2015	100.0	48.5	51.5	13.8	7.1	6.7	12.7	6.6	6.1
	2020	100.0	48.6	51.4	12.3	6.3	6	13.2	6.9	6.3

年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
2005	9,826	4,976	4,850	13,435	6,659	6,776	11,344	4,705	6,639
2010	10,375	5,237	5,138	13,156	6,585	6,571	12,239	5,082	7,157
2015	9,728	4,974	4,754	12,235	6,051	6,184	14,058	6,038	8,020
2020	8,071	4,181	3,890	12,686	6,304	6,382	15,156	6,611	8,545
2005	19.9	10.1	9.8	27.2	13.5	13.7	22.9	9.5	13.4
2010	21.0	10.6	10.4	26.6	13.3	13.3	24.8	10.3	14.5
2015	19.9	10.2	9.7	24.9	12.3	12.6	28.7	12.3	16.4
2020	16.8	8.7	8.1	26.4	13.1	13.3	31.4	13.7	17.7

(平成17、22、27、令和2年国勢調査調べ)

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	2005	26,619	1,575	30	5	1,610	10,035	14,974
	2010	25,896	1,408	59	3	1,470	9,194	15,232
	2015	25,480	1,247	45	2	1,294	8,741	15,445
構成比 (%)	2005	100	5.9	0.1	0.0	6.0	37.7	56.3
	2010	100	5.4	0.2	0.0	5.7	35.5	58.8
	2015	100	4.9	0.2	0.0	5.1	34.3	60.6

(平成17、22、27年国勢調査調べ・工業統計調査、平成28年経済活動センサス)

2 土地利用

	年次	総土地面積	森林面積				耕地面積			その他
			総数	国有林	公有林	私有林	計	田	畑	
実数 (ha)	2005	12,696	3,456	9	150	3,297	4,881	4,821	42	4,359
	2010	12,696	3,453	10	152	3,291	4,850	4,780	67	4,393
	2015	12,696	3,460	10	152	3,298	4,820	4,750	70	4,416
	2019	12,703	3,470	10	161	3,299	4,800	4,700	100	4,433
構成比 (%)	2005	100	27.2	0.1	1.2	26.0	38.4	38.0	0.3	34.3
	2010	100	27.2	0.1	1.2	25.9	38.2	37.6	0.5	34.6
	2015	100	27.2	0.1	1.2	25.9	38.2	37.6	0.5	34.6
	2019	100	27.3	0.1	1.2	26.0	37.8	37.0	0.8	34.9

(平成17、22、27、令和元年富山県森林・林業統計書調べ)

3 森林資源の現況等

① 在村者・不在村者別私有林面積

	年次	私有林 合計	在村者 面積	不在村者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	2000	1,356	1,164	192	136	56
構成比 (%)	2000	100	85.8	100	70.8	29.2

(平成12年農林業センサス調べ)

(構成比は、不在村者面積の県内、県外比率)

② 民有林の齢級別面積

(単位:ha)

	総数	1.2齢級	3.4齢級	5.6齢級	7.8齢級	9.10齢級	11齢級 以上
民有林計	3,218.8	53.7	11.1	66.9	154.2	379.6	2,553.3
人工林	1,667.0	10.2	7.6	66.3	153.7	330.3	1,098.9
天然林	1,551.8	43.5	3.5	0.6	0.5	49.3	1,454.4

森林資源構成表による、計と内訳の和が一致しないのは四捨五入による

(令和元年富山県森林・林業統計書調べ)

③ 保有山林面積規模別経営体数

面積規模	経営体数				
1～ 3ha	-	10～20ha	3	50～100ha	-
3～ 5ha	3	20～30ha	-	100～500ha	-
5～10ha	2	30～50ha	-	500ha以上	-
総 数					8

(令和2年農林業センサス調べ)

④ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (m)	備考
基幹路網	24	36,773	
うち林業 専用道	1	820	

(令和元年富山県森林・林業統計書調べ)

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (m)	備考
森林作業道	153	143,864	

(令和元年富山県森林・林業統計書調べ)

4 計画期間（平成 31 年度～令和 10 年度）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
タテヤマスギ	5～18	旧砺波 1 イ、ニ、ハ、ロ、2 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、ヲ、3 イ、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、ワ、4 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、ロ、5 イ、ト、ニ、ハ、ホ、リ、ロ、6 イ、ト、ニ、ヌ、ヘ、ホ、リ、ル、7 イ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、8 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、ル、ロ、ヲ、9 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、リ、ロ、10 イ、ロ、11 カ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、ヲ、12 イ、チ、ト、ニ、ハ、ホ、ロ、13 イ、チ、ト、ニ、ハ、リ、ロ、14 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、リ、ロ、15 イ、カ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、ワ、ヲ、16 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、リ、ロ、17 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、18 イ、カ、タ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、ヨ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ヲ、19 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ロ、20 イ、ニ、ハ、ホ、ロ、21 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、ヲ、22 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、23 イ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、24 チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ロ、25 イ、ト、ニ、ハ、ホ、ロ、26 チ、ト、ニ、ヌ、ヘ、ホ、リ、27 イ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、28 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、ヲ、29 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、30 イ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、31 イ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、32 イ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、33 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、34 イ、チ、ト、ハ、ヘ、ホ、ロ、35 イ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、36 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、ヲ 旧庄川 1 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、2 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ロ、ヲ、3 イ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、4 イ、カ、タ、チ、ト、ニ、ヌ、<u>ハ</u>、ヘ、ホ、ヨ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ヲ、<u>5 イ、チ、ト、ニ、ハ、ホ、リ、ロ、ヘ</u> 6 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ル、ロ、7 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、8 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ、9 イ、チ、ト、ニ、ヘ、ロ、10 イ、チ、ト、ヌ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、ワ、ヲ、11 イ、チ、ニ、ハ、ヘ、ロ、12 イ、チ、ト、ニ、ハ、ヘ、ホ、リ、ヲ、13 イ、チ、ト、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、14 イ、カ、チ、ニ、ヌ、ハ、ホ、リ、ロ、ワ、15 イ、チ、ト、ニ、ヘ、ホ、リ、ロ、16 イ、チ、ヌ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、18 イ、19 チ、ト、ニ、ハ、ロ、20 チ、ト、リ、22 ト、ヌ、リ、23 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ヘ、ホ、リ、ロ、ヲ、24 イ、カ、タ、チ、ト、ニ、ヌ、ヘ、ホ、ヨ、リ、ル、リ、ル、ロ、ワ、ヲ、25 チ、ヘ、ロ、26 イ、カ、チ、ト、ニ、ヌ、ヘ、ホ、リ、ル、ヲ、27 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ、ヲ、28 イ、チ、ト、ニ、ヌ、ハ、ヘ、ホ、リ、ル、ロ
カラマツ	5～16	旧砺波 17 チ 旧庄川 13 ヌ、14 イ、ト、ニ、ハ、ホ、ロ、ワ、ヲ
ヒノキ	5～22	旧砺波 9 チ、ヘ、リ、11 ト、12 ト、ロ、17 チ 旧庄川 21 イ
ホカスギ	5～14	旧砺波 3 チ

注：齢級は、5 齢級から樹種ごとに定める標準伐期齢の 2 倍の林齢の齢級までとする。

5 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	143	5,330	2,181,325
うち木材・木製品製造業 (B)	8	82	22,550
B/A	5.59%	1.54%	1.03%

(令和2年工業統計調査調べ)

従業員4人以上の事業所に関する統計

6 林業関係の就業状況

	組合・ 事業者数	従事者数		備考
			うち従業員	
森林組合	(1)	—	—	富山県西部森林組合
生産森林組合	8	—	—	伏木谷、五谷、井栗谷、隠尾、横住、湯山、落シ、名ヶ原生産森林組合
素材生産業	3	19	19	㈱鶴巻育林サービス、(有)南部林業、フオレスト
その他	—	—	—	その他個人
森林管理署	—	—	—	
合計	11 (1)	19	19	

(令和3年3月 林業労働の現況調べ)

7 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公 有 林	森 林 組 合	会 社	個 人	そ の 他	備 考
集材機	0						索道及び集材機
モノケーブル	0						ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	0						無線操縦による木寄機
自走式搬機	0						リモコン操作による巻き上げ搬機
運材車	2			2			林内作業車
ホイールトラクター	0						主として索引式集材用
動力枝打機	2			2			自動木登式
トラック	0						主として運材用トラック
クレーン付きトラック	1		1				
グラップルクレーン	0						グラップル式のクレーン
グラップルローダ作業車	10		9	1			グラップル式の作業車
グラップルローダ付きトラック	8		8				グラップル式のトラック
計	23		18	5			
(高性能機械)	0						
フェラーバンチャ	0						伐倒、木揃用の自走式
スキッダ	1			1			索引式集材車両
プロセッサ、グラップルソー	5		4	1			枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	6		6				
フォワーダ	11		10	1			積載式集材車両
タワーヤーダ	0						タワー付き集材機
スイングヤーダ	7		6	1			
グラップル	4		3	1			集積のみ

(令和2年度林業機械の保有状況調査)

8 林産物の生産概況

	素材 (m³)	オガ粉 (t)	菌床数 (千個)	しいたけ(kg)		その他の きのこ (t)	木炭 (t)	山菜 (t)
				生	乾			
生産量	2,543	8,485	—	370.7	-	3.6	0.0	0

(令和元年富山県森林・林業統計書調べ)

9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在(地区名)	林班	小班	面積(ha)	経営管理実施権
					設定の有無
	該当なし				

9 計画期間（平成 31 年度～令和 10 年度）における整備目標

- (1) 里山再生整備事業の対象とする区域の設定 [対象面積 254ha、
実施済み 232ha] . . . 6ha/年
- (2) みどりの森再生事業の対象とする区域の設定 [計画面積 148ha、実施済 78ha]
. . . 6ha/年
- (3) 造林事業（搬出間伐）[平成 24～29 年度実施済 390ha] . . . 300ha（30ha/年）
- (4) 森林境界の確定[実施済 226ha] . . . 500ha（50ha/年）
- (5) 松くい虫樹幹注入薬剤本数[実施済 737 本] . . . 1,000 本（100 本/年）
- (6) 森林経営計画作成[作成済 1,152ha] . . . 500ha（50ha/年）